

河合デイサービスセンター（宿泊サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人吉城福祉会が運営する河合デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において、要介護状態又は要支援状態にある者（障がいをお持ちの方を含む）で利用者の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービスの提供を行う。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 河合デイサービスセンター
所在地 飛騨市河合町角川318番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 宿泊サービス従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、宿泊サービス従業者の管理を行うとともに、当該従業者に対し、宿泊サービスの事業に関する基準その他関係法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。また、指定居宅介護支援事業者等との情報連携や、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行う。

(2) 介護職員又は看護職員

- ・宿泊サービス提供日ごとに、サービス提供時間帯を通じて常時1名以上
- ・時間帯での増員 夕食介助時1名 朝食介助時1名

介護職員又は看護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止、その他必要なサービスの提供にあたる。

（サービス提供日及びサービス提供時間）

第5条 宿泊サービスのサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供日 毎月2回 金・土曜日とする。
ただし、8月13日～15日及び12月29日～1月3日を除く。
- (2) サービス提供時間 午後6時00分～翌午前8時00分
- (3) 電話等により、常時連絡が可能な体制とし、上記営業日以外でも別途対応可能とする。

(利用定員)

第6条 宿泊サービス事業所の利用者の定員は、6名以内とする。

2 1日の利用者の総数の内、要介護3以上の利用者は半数未満とする。

(宿泊サービスの内容)

第7条 宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
(排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体の介護)
- (2) 就寝及び離床に関すること
利用者の安全確保を図り、必要な支援及びサービスを提供する。
(就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助)
- (3) 食事に関すること
食事を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
(食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助)

(利用料その他の費用)

第8条 利用料の項目は以下の通りとし、額については重要事項で説明することとする。

- (1) 宿泊料金
 - (2) 食費
 - (3) おむつ等衛生材料の実費
 - (4) その他、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当であるもの。
- 2 ご契約者から利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、次のキャンセル料を徴収する。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は徴収しない。
- (1) 利用当日、お迎えに行った際に理由なく利用を中止になられた時には、キャンセル料として宿泊料金額及び食費額を徴収する。

(説明及び同意)

第9条 宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、宿泊サービス管理者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(サービス提供記録)

第10条 宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(宿泊サービス計画の作成)

第11条 宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する事業所におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成する。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成する。

2 宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付する。

(身体的拘束等)

第12条 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。緊急かつやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等、医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、年に1回定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第15条 宿泊サービス事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、宿泊サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを

市に通報するものとする。

(衛生管理等)

第16条 宿泊サービスに使用する施設、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(秘密保持等)

第17条 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らすことがないように、必要な措置を講じる。

2 指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(苦情処理)

第18条 提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 宿泊サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(事故発生時の対応)

第19条 利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、飛騨市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 宿泊サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(宿泊サービス利用に当たっての留意事項)

第20条 利用者は、サービスの利用に当たっては、以下の点に留意するものとする。

(1) 気分が悪い、体調がすぐれないなどの場合やその他気になることがある場合は、従業者へ申し出ること。

(2) 身体状況等により宿泊サービスの利用に適さないと判断される場合には、当該利用者の家族または主治の医師等に連絡のうえ、サービスの提供を中止するなどの必要な措置を取る場合があること。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業者は、宿泊サービス従業者に対し、宿泊サービスの提供に必要な知識の習得および能力の向上を図るための研修(外部研修を含む。)を次のとおり実施する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、建築基準法、消防法、労働基準法その他の法令等を遵守するため、必要な措置を講じるものとする。
- 3 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスに関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。